

令和5年4月

NPO法人ガイドブック

管理と運営版

宮城県環境生活部 共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2576 FAX 022-211-2392

E-mail kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

このガイドブックはホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/npotop.html>



目 次

I NPO法人の情報公開	1
II 事業年度終了後の報告義務	3
III 役員の変更	25
IV 定款の変更	27
V 登記事項の変更及び登記完了の届出	33
VI 監督及び罰則	38
VII NPO法人の税務上の取扱い	40
VIII 解散及び合併	42

資 料

関係行政機関窓口等一覧	49
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)	51
特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮城県条例第34号)	67
特定非営利活動促進法施行細則(平成10年宮城県規則第71号)	70
組合等登記令(昭和39年政令第29号)	74
宮城県における「特定非営利活動促進法の運用方針」	77

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法………特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)
NPO法人……特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
法令………特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)
施行条例……特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮城県条例第34号)
施行細則……特定非営利活動促進法施行細則(平成23年内閣府令第55号)

I NPO法人の情報公開

NPO法人は、毎事業年度1回、初めの3か月以内に、「Ⅱ 事業年度終了後の報告義務」(3頁)に掲げる事業報告書等(表中1~6)を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません。

また、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)についても、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません。

■NPO法人事務所での情報公開

NPO法人は、下表1~10の書類について、すべての事務所に備え置くとともに、その社員その他利害関係人(債権者など)から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧に応じなければなりません。書類ごとの備え置きの開始時期については、次のとおりです。

事務所に備え置く閲覧用の書類名【記載例の掲載項】		設立登記完了後	年1回の提出書類作成後	役員変更後	定款変更認証後	定款変更登記完了後	定款変更届出後
1	事業報告書 (法人設立の当初は事業計画書)【P4~6】	○	○				
2	活動計算書 (法人設立の当初は活動予算書) 【P7~10】	○	○				
3	貸借対照表 【P11~12】		○				
4	財産目録 【P13】		○	○			
5	前事業年度の年間役員名簿【P23】			○			
6	前事業年度の末日ににおける社員のうち10人以上の名簿【P24】			○			
7	役員名簿(最新のもの) 【P26】		○		○		
8	定款 【-】		○			○	○
9	認証書類の写し (設立認証、定款変更認証の場合)【-】		○			○	
10	登記書類の写し (設立登記、定款変更登記の場合)【-】		○				○

*事業報告書等(1~6の書類)は、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事業所に備え置かなければなりません。なお、平成29年3月31日以前に開始する事業年度に関する書類の備え置き期間は3年間です。

*役員名簿、定款等(7から10の書類)は常時備え置かなければなりません。そのうち9以外は、最新のものが閲覧の対象です。

■所轄庁による情報公開

(1) 閲覧・謄写

所轄庁は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限ります。）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これらの書類（事業報告書又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければなりません。

イ 閲覧の対象…NPO法人が事務所に備え置く閲覧書類（3頁参照）と同じです。

ロ 閲覧等の場所…宮城県庁（13階：環境生活部共同参画社会推進課）、みやぎNPOプラザ、各地方振興事務所（仙台地方振興事務所を除く。）及びその支所。

（注1）仙台市が所轄庁であるNPO法人（仙台市の区域のみに事務所を有するNPO法人）の書類は、提出先の同市が閲覧等を行うこととなっており、上記の場所では行いません。

（注2）NPO法上、宮城県が所轄庁であるNPO法人であっても、地方自治法に基づき、条例で宮城県から市町村にNPO法の事務処理権限を移譲したものは、移譲先の市町村が閲覧等を行うこととなっており、上記の場所では行いません。（令和4年4月現在：栗原市、大崎市、登米市に移譲）。

(2) インターネットによる情報公開

所轄庁は、NPO法人から提出された閲覧書類等について、役員や社員の名簿など個人情報が含まれるものを見き、内閣府NPO法人ポータルサイト上に掲載し、情報発信しています。



【令和2年改正点】

所轄庁は、NPO 法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限ります。）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、宮城県の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければなりません。

II 事業年度終了後の報告義務

■所轄庁への提出は年1回必須です

NPO法人は、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等（下表1～6）を作成し、所轄庁である宮城県知事に提出しなければなりません。

なお、宮城県知事は、NPO法人から3年以上にわたって事業報告書等の提出が行われないとときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます。

宮城県へ提出する事業報告書等の種類		提出部数	記載例の頁
1	前事業年度の事業報告書	2	4～6
2	計算書類	活動計算書	2
3		貸借対照表	2
4	財産目録		2
5	前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）		2
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿		2

■事業報告書は自由様式

前年度中に行なった事業の内容やその成果等を記載する事業報告書は、NPO法人が社会的な信頼性を高め、市民の理解を得て活動していくため最も重要なものです。その法人が定款の目的を達成するためにどのような活動を行い、どのような成果が得られたのか、また、事業を実施するための組織体制はどのようにになっているかなどの点が閲覧者の方に十分伝わることが肝心です。

事業報告書の書き方に決まり事はありません。宮城県に提出していただく事業報告書は、閲覧書類とするため、A4版の用紙サイズに統一させていただきますが、活動内容を多くの方々に理解してもらえるよう、創意工夫を凝らして作成してください。

■貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません。

- ①官報に掲載する方法
- ②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
- ④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

(注1) ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります。また、一度掲載することで公告となります。

(注2) ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該広告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。

(注3) ③を選択した場合は、公告をしなければならない期間（以下「公告期間」という。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります。

(注4) ③を選択した場合、公告期間中、公告の中斷が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中斷は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません。

- a 公告の中斷が生ずることにつきNPO法人が善意かつ重大な過失がないこと又はNPO法人に正当な事由があること
- b 公告の中斷が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと
- c NPO法人が公告の中斷が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中斷が生じた時間及び公告の中斷の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと

(注5) ④の「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています。

(注6) ④を選択した場合、公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります。

NPO法人〇〇〇〇（〇〇市〇〇区）との共同提案であり、企画内容は〇〇〇〇を対象とした〇〇〇〇のセミナーの開催です。

当法人が〇〇〇〇を、NPO法人〇〇〇〇が〇〇〇〇を担当し、〇〇〇〇を利用して参加者を募った結果、〇回のセミナーに計〇〇人を集めることができ、初めての取組としては、十分な成果になりました。

3 その他の事業の実績

定款に掲げた〇〇〇〇事業、〇〇〇〇事業のいずれも実施しませんでした。

4 実施体制等に関する事項

(1) 総会の開催状況

- ① 通常総会

 - ・開催日時 (元号) ○年○月○日 午後○時○分～○時○分
 - ・開催場所 ○○会館○○会議室
 - ・出席者等 正会員総数○名中○名出席 (うち表決委任者○名)
 - ・議事内容 (元号) ○年度事業報告・決算報告の承認
(元号) ○年度事業計画・活動予算の承認
役員改選 (内容:任期満了による改選)

② ○月臨時総会

- ・開催日時 (元号) ○年○月○日 午後○時○分～○時○分
 - ・開催場所 ○○会館○○会議室
 - ・出席者等 正会員総数○名中○名出席 (うち表決委任者○名)
 - ・議事内容 定款変更の承認 (内容: ○○などの変更)
役員補充 (内容: 理事○名を補充)

(2) 理事会及び監査の開催状況

- ・(元号)○年○月○日理事会(内容:○○など)
 - ・(元号)○年○月○日監査(内容:前年度の業務執行状況及び財産状況の監査)
 - ・(元号)○年○月○日理事会(内容:○○など)
 - ・(元号)○年○月○日理事会(内容:○○など)

(3) 会員に関する事項 ((元号) ○年度末現在)

- ・社員（正会員）数：〇〇人（個人〇〇人、団体〇〇人）
 - ・賛助会員数：〇〇人（個人〇〇人、団体〇〇人）

(4) 役員に関する事項 ((元号) ○年度末現在)

- ・役員総数：○人（理事○人、監事○人）
 - ・代表者：代表理事 ○○○○

(5) 職員（スタッフ）に関する事項（（元号）〇年度末現在）

- ・職員（スタッフ）総数：〇〇人

内訳：本部事務局：〇〇人（事務局長〇人、事務スタッフ〇人）

○○事業所：○○人（事業所長○人、○○指導員○人、○○相談員○人）

(6) 事業に参加したボランティアに関する事項 ((元号) ○年度)

- ・ボランティア参加者数：延べ○○人

内訳：○○○○事業：延べ○○人 (内容：○○○○など)

○○○○事業：延べ○○人 (内容：○○○○など)

特定非営利活動に係る他事業：延べ○○人

(7) 情報発信体制に関する事項

- ・ホームページ

http://www.*****

- ・ブログ

http://www.*****

4 その他

(1) 所轄庁による定款変更の認証

- ・認証年月日：(元号) ○年○月○日

- ・変更内容：別紙「定款変更に係る新旧対照表」のとおり。

* 学識経験者やNPO関係者の方から、NPO法人が社会の信頼を得るために、事業報告書の中に次の事項等を記載することが望ましい旨の意見・提案がありました。下記の事項は「計算書類等に係る注記」に記載できるため、今回、事業報告書の記載例には盛り込んでいません。

○補助金・助成金・多額の寄附金についての提供者の説明

○管理費の明細についての説明

○高額の事業費の明細についての説明

* 宮城県(所轄庁)に提出する事業報告書等の用紙は、閲覧用の書類として整理・収納しますので、A4版のサイズに統一してください。また、事業報告書等のうち名簿等以外の書類については、宮城県がスキャンして電子データ化し、インターネットで公開しますので、その際に見やすい資料になるよう御協力ください。

* 事業報告書等を提出する際、提出する書類の種類や部数等を記した添書(提出書)を添えていただくことは構いません。添書(提出書)の様式は特に定めませんので適宜作成してください。

提出書類-II(1) 活動計算書(その他の事業を掲げていない法人) 提出部数 2部(縦覧書類)

(元号) ○○年度 活動計算書

(元号) ××年××月××日から (元号) ××年××月××日まで

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□□

事業年度の初日
と末日を記載する

科目	金額 (単位: 円)
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	×××
賛助会員受取会費	×××
・・・・・	×××
2 受取寄附金	×××
受取寄附金	×××
施設等受入評価益	×××
・・・・・	×××
3 受取助成金等	×××
受取民間助成金	×××
・・・・・	×××
4 事業収益	×××
○○事業収益	×××
△△事業収益	×××
・・・・・	×××
5 その他収益	×××
受取利息	×××
雑収益	×××
・・・・・	×××
経常収益計	0
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	×××
役員報酬	×××
給料手当	×××
法定福利費	×××
退職給付費用	×××
福利厚生費	×××
・・・・・	×××
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	×××
旅費交通費	×××
施設等評価費用	×××
減価償却費	×××
支払利息	×××
・・・・・	×××
その他経費計	0
事業費計	0
2 管理費	
(1) 人件費	×××
役員報酬	×××
給料手当	×××
法定福利費	×××
退職給付費用	×××
福利厚生費	×××
・・・・・	×××
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	×××
旅費交通費	×××
減価償却費	×××
支払利息	×××
・・・・・	×××
その他経費計	0
管理費計	0
経常費用計	0
当期経常増減額	0
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	×××
2 ・・・・・・	×××
経常外収益計	0
IV 経常外費用	
1 過年度損益修正損	×××
2 ・・・・・・	×××
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	0
前期正味財産額	0
次期繰越正味財産額	0

前事業年度活動計算
書の「次期繰越正味財
産額」と金額が一致す
ることを確認する。

貸借対照表の「正味財
産合計」と金額が一致
することを確認する。

提出書類-11(2) 活動計算書(その他の事業がある場合)

提出部数 2部(縦覧書類)

(元号) ○○年度 活動計算書

(元号) ××年××月××日から (元号) ××年××月××日まで

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□□□□

科目	金額(単位:円)		
	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
賛助会員受取会費	×××		×××
···	×××		×××
2 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
···	×××		×××
3 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
···	×××		×××
4 事業収益			
○○事業収益	×××		×××
△△事業収益	×××		×××
···	×××		×××
5 その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
···	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
···	×××		×××
(2) 人件費計	×××	×××	×××
その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
···	×××		×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
···	×××		×××
(2) 人件費計	×××		×××
その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
···	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	×××		×××
2 ···	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
2 ···	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	△×		
前期繰越正味財産額	×		
次期繰越正味財産額	×	×××	×××

参考：活動計算書の科目例

- ・一般によく使われる科目のうち、主なものを例示しています。
- ・該当がない場合や適当な科目がない場合は、適宜、修正、追加することができます。なお、利用者の理解に支障がなければ科目をまとめても構いません。

勘定科目	科目的説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、認定NPO法人のPSTの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金	
受取寄附金	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益
資産受贈益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
施設等受入評価益	提供を受けたボランティアからの債務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入評価益	
3. 受取助成金等	
受取助成金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
受取補助金	
4. 事業収益	
売上高	事業の種類ごとに区分して表示することができる。
○○利用会員受取会費	販売用棚卸資産の販売やサービス(債務)の提供などにより得た収益 サービス利用の対価としての性格をもつ会費
5. その他収益	
受取利息	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。
為替差益	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目的金額が他と比べて過大になることは望ましくない。
雑収益	
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
役員報酬	役員に対する報酬等(使用者兼務分を除く)のうち、事業に従事した対価として支払うもの。
給料手当	使用者兼務役員の事業にかかる使用者部分を含む。
臨時雇用賃金	
ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
車両費	電話代や郵送物の送料等
通信運搬費	
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等、不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費	
保険料	
諸会費	

租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(7~8頁の様式例参照)。
研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目的金額が他と比べて過大になることは望ましくない。
2. 管理費 (1)人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費	役員に対する報酬等(使用者兼務分を除く)のうち、運営管理にかかる部分に支払うもの。 使用者兼務役員の法人の運営管理にかかる使用者部分を含む。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用、会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数(15年以内)で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2)その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 支払手数料 支払利息 雑費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等 電気代、ガス代、水道代等 事務所の家賃や駐車場代等 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損 V 経理区分振替額 経理区分振替額	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい(7~8頁の様式例参照)。 金融機関等からの借入れに係る利子・利息 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目的金額が他と比べて過大になることは望ましくない。 過年度にわたる項目を当期に一括して修正処理をした場合 過年度にわたる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却損だけの場合は、「過年度減価償却損」の科目を使うこともできる。 その他の事業がある場合の事業間振替額

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上します。当該寄附金(補助金・助成金)の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金(補助金・助成金)振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額(△)」を勘定科目として記載します。

提出書類-3 貸借対照表

提出部数 2部

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

[事業年度の末日を記載する。]

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計	×××	
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	×××	
什器備品	×××	
.....	×××	
有形固定資産合計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
.....	×××	
無形固定資産合計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産合計	×××	
固定資産合計	×××	
資産合計	×××	
II 負債の部	「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認する。	
1. 流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
.....	×××	
流動負債合計	×××	
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
.....	×××	
固定負債合計	×××	
負債合計	×××	
III 正味財産の部	前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する。	
前期繰越正味財産		
当期正味財産増減額		
正味財産合計	×××	
負債及び正味財産合計	×××	

「資産合計」と金額が一致することを確認する。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

注 活動計算書を作成している場合は、一葉で作成してください。

収支計算書を作成している場合は、「特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表」及び「その他の事業会計に係る貸借対照表」の2種類を作成してください。

* 法人の毎事業年度終了日の財政状況を示す書類です。

* 仮に、財産を有しない場合であっても、法人の財産が「0円」であるとする貸借対照表を作成する必要があります。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部
1 流動資産

II 負債の部

III 正味財産の部

1 指定正味財産

指定正味財産合計

2 一般正味財産

一般正味財産合計

使途等が制約された寄附金等の残高を記載

×××

〇〇〇

参考：貸借対照表の科目例

- ・一般によく使われる科目的うち、主なものを例示しております。
- ・該当がない場合や適切な科目がない場合は、適宜、修正、追加することができます。なお、利用者の理解に支障がなければ科目をまとめて構いません。

勘定科目	科目的説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金
前払金	
仮払金	
立替金	
○○特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産 建物付属設備を含む。
建物	
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期にわたり利用される資産 購入あるいは制作したソフトの原価
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産 長期に保有する有価証券
投資有価証券	
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金
長期前払費用	
○○特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金 商品の仕入れによるものも含む。
未払金	
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金 退職給付見込額の期末残高
退職給付引当金	
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上します。

提出書類-4 財産目録

提出部数 2部

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

事業年度の末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位:円)

科目	金額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
手元現金	×××
××銀行普通預金	×××
未収金	
××事業未収金	×××
流動資産合計	×××
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	
什器備品	
パソコン1台	×××
応接セット	×××
歴史的資料	×××
有形固定資産合計	評価せず ×××
(2) 無形固定資産	×××
ソフトウェア	
財務ソフト	×××
無形固定資産合計	×××
(3) 投資その他の資産	
敷金	×××
〇〇特定資産	×××
××銀行定期預金	×××
投資その他の資産合計	×××
固定資産合計	×××
資産合計	×××
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	
事務用品購入代	×××
預り金	
源泉所得税預り金	×××
流動負債合計	×××
2. 固定負債	
長期借入金	
××銀行借入金	×××
固定負債合計	×××
負債合計	×××
正味財産	×××

* 貸借対照表に記載した資産と負債の詳細を示す書類です。

* 事業年度の最終日現在で作成してください。

* 仮に、財産を有しない場合であっても、法人の財産が「0円」であるとする財産目録を作成する必要があります。

参考：計算書類等（活動計算書、貸借対照表、財産目録）に係る注記

NPO法人会計基準によると、以下の1から10までの項目のうち、それぞれのNPO法人が該当するものについて、計算書類に注記を付すことされています。（該当する項目がない場合は、記載不要です。）

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会編）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 どの会計基準に基づいて作成したか記載する。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・○○引当金

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する。

2. 会計方針の変更

3. 事業別損益の状況

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要。

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等							
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
5. その他収益							
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	××%
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	××%
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	××%
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	××%
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	××	×××	××		××%
旅費交通費	×××	××	××	××	××	××	××%
その他経費計	×××	××	××	××	××	××	××%
経常費用計	×××	××	××	××	××	××	××%
当期経常増減額	×××	××	××	××	××	××	××%

4.施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
○○体育館の無償利用	×××	○○体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

5.活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
○○事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

6.使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は、以下の通りです。

当法人の正味財産×××円のうち×××円は、下記のように使途が特定されています。したがつて、使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
○○地震被災者援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する。

7.固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....						
投資その他の資産	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....						
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8.借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9.役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は、以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・現物寄附の評価方法

重要性が高いと判断される場合に記載する。

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

- ・事業費と管理費の按分方法

重要性が高いと判断される場合に記載する。

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

- ・重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載する。

令和××年×月×日、○○事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

- ・その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する。

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は、土地・建物が××円です。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

現行法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

・ 活動計算書

事業年度におけるNPO法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します(7~8頁の様式例参照)。

・ 貸借対照表

事業年度末におけるNPO法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法(負債及び正味財産)及び保有方法(資産)から、NPO法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します(12頁の様式例参照)。

・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は、貸借対照表とほぼ同じですが、その内容及び数量等がより詳細に表示されます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産について記載することも可能です(13頁の様式例参照)。

なお、上記の計算書類等の記載例(様式、科目、記載事項)については、NPO法人の会計基準として、現時点では最も妥当な基準と考えられる「NPO法人会計基準」(全国のNPO支援センターの参加によるNPO法人会計基準協議会が平成22年7月に策定・公表し、平成23年11月に改定されたもの)による標準的な科目例、様式例等に即していますが、この科目、様式等を必ず使用しなければならないものではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。よって、それぞれのNPO法人の活動状況に応じ、例えば記載不要な科目的削除を行い、より簡易な記載とすることや他の会計基準を使用することは自由です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施しているNPO法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものを作成が求められてきました。しかし、平成23年法改正案の国会審議を通じ、必ずしも計算書類の別葉表示が必要とはされないことになったことから、原則として、全ての書類において別葉表示は不要となります。

なお、その他の事業に固有の資産(例:在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの)で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとなります。また、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします(14頁の様式例参照)。

また、活動計算書及び活動予算書については、別葉表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合には、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。

おって、事業報告書にもその他の事業を実施していない旨などを記載してください。

2. 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用してきた収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なもの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO法人間の比較可能性やNPO法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、9~10頁の科目例を参考に、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します(14~16頁の様式例参照)。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望されます。

- ・ 従事割合(科目例:給与手当、旅費交通費等)
- ・ 使用割合(科目例:通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等)
- ・ 建物面積比(科目例:水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等)
- ・ 職員数比(科目例:通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等)

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています(同基準25、26)。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします(14~16頁の様式例参照)。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです(公益認定制度における算入実例より)。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金(時間給)を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況はNPO法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令(昭和40年政令

第97号)第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理(消耗品費として計上)ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考え方の下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間(耐用年数)にわたって減額していく会計処理です。NPO法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています(同基準24)。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており(同基準注解13)、①寄附者により使途等が制約されている資産、②NPO法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます(同ガイドラインQ&A27-3)。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理ができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有するNPO法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有するNPO法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望されます。

(2) チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全てのNPO法人に共通して認識されなければなりません(詳細は様式例参照)。

- ・「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾(「次期繰越正味財産額」)が一致
- ・「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

(1) 注記の記載

注記は計算書類と一体であり、重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です(記載例については14~16頁の様式例参照)。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取り扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

a. 役員及びその近親者(2親等内の親族)

b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの(後発事象)
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産(後者については按分不要)

(2) 注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします(金額換算の具体例はⅡ(3)参照)。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載しているNPO法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます(13頁の様式例参照)。

6. 活動予算書

NPO法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

I. 使途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します(7~8、14~16頁の様式例参照)。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をより的確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがるものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てるなどを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益(受取補助金等)として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します(7~8、11、14~16頁の様式例参照)。なお、重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望されます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件(PST(パブリック・サポート・テスト)要件:市民から広く支持を得ているとみなす基準)を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。

会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。一般に会費として扱われるものには、①社員(正会員)たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの(「正会員受取会費」等)、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの(いわゆる「賛助会員受取会費」等)、③サービス利用の対価としての性格を持つもの(例えば「〇〇利用会員受取会費」等)の3種が想定されますが、このうち③に関しては、会費ではなく、事業収益として活動計算書に計上することが適当です。

また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望れます。

3. 認定NPO法人についての留意事項

(1) 認定NPO法人の会計処理

認定NPO法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望れます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようないふしが挙げられます。

- ・ボランティア等を計上する場合の金額換算方法(14~16頁の様式例の注記4、5参照)
- ・使途等が制約された寄附金等(対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む)の内容、使用状況(14~16頁の様式例の注記6参照)

- ・事業費と管理費の按分方法(14~16頁の様式例の注記10参照)
- ・会費の計上方法(9~10頁の科目例及び7~8頁の様式例参照。注記項目ではない)
- ・現物寄附の評価方法(14~16頁の様式例の注記10参照)
- ・関連当事者間取引(14~16頁の様式例の注記9参照)

(2)認定NPO法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける(受けている)場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4. 経過措置

「NPO法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていないNPO法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全てのNPO法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われているNPO法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

【記載例】

前事業年度の年間役員名簿

前事業年度の初日と末日
を記載してください。

(元号) ○○年○○月○○日から (元号) ○○年○○月○○日まで

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	□□ □□	仙台市青葉区○○3丁目 2番1号	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日
理事	□□ □□	仙台市宮城野区○○1丁 目2番3号	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日
理事	□□ □□	仙台市若林区○○5丁目 4番3号 ○○アパート 101	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日	
理事	□□ □□	仙台市泉区○○4丁目3 番2号	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日	
理事	□□ □□	仙台市太白区○○2丁目 3番4号	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日	
監事	□□ □□	名取市○○12番3号	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日	
監事	□□ □□	富谷市○○○21番地の 2	(元号) ○○年○○月○○日 ～ (元号) ○○年○○月○○日	

- * 名簿には、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬を受けた期間を記載してください。前事業年度の任期途中で交代した役員等についても記載漏れのないよう注意願います。
- * 役員のうち報酬を受けることができるのは、その総数の3分の1以下の範囲内となります。
例：役員総数が5人までの場合は1人まで、6～8人の場合は2人まで、9～11人の場合は3人まで、役員報酬を受けることが可能。
- * 「就任期間」は、役員の任期を記載するのではなく、事業年度の始期から終期までの間の役員就任期間を記載してください。
- * 報酬を受けていない役員は、「報酬を受けた期間」の欄を空欄とするか、「報酬無し」と記載してください。
- * 役員報酬には、法人の管理事務や事業の担当スタッフを兼務する役員に対し、労働の対価として支払った賃金や謝金等を含みません。

【記載例】

社員のうち10人以上の者の名簿

((元号) 年 月 日現在)

前事業年度の末日を
記載してください。

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□

氏 名	住 所 又 は 居 所
□□□□□	仙台市青葉区○○3丁目2番1号
□□□□□	仙台市宮城野区○○1丁目2番3号
□□□□□	仙台市若林区○○5丁目4番3号 ○○アパート101
□□□□□	仙台市太白区○○2丁目3番4号
□□□□□	名取市○○12番3号
□□□□□	富谷市○○○21番地の2

- * NPO法人の認証要件である「10人以上の社員(正会員)を有している」ことを確認するための書類です。
 * 定款に法人等の団体を社員とする規定がある場合、社員である団体を記載することも可能です。この場合においては、「氏名」欄に団体の名称及び代表者の氏名を、「住所又は居所」欄に団体の主たる事務所の所在地を記載してください。

III 役員の変更

役員に変更(新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(居所)の異動、改姓又は改名など)があったときは、遅滞なく宮城県に届け出なければなりません。

なお、役員全員が任期満了と同時に再任され、住所の異動などの変更がない場合であっても届出が必要です。

■提出書類一覧

	提出書類名	関係法令等	提出部数
1	役員の変更等届出書	施行細則第7条	1
2	変更後の役員名簿	法第23条第1項	2
3	新任の場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)	当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	法第10条第1項第2号ロ 1
4		当該役員の住所又は居所を証する書面 ※本籍、続柄、マイナンバーの記載がないもの	法第10条第1項第2号ハ 1

提出書類－Ⅰ 役員の変更等届出書 提出部数 1部

様式第4号(第7条関係)

(元号) ○○年○○月○○日

宮 城 県 知 事 殿

主たる事務所の所在地

□□□市□□□町□丁目□□番□□号

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□

代表者氏名 □□ □□□

電話番号 022-○○○-○○○○

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第53条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	ふりがな 氏名	住所又は居所
(元号) ○○年 ○○月○○日	新任	理事	□□□ □□□ □□ □□	○○市○○町三丁目4番1号

- * 役員の異動等があった場合又は役員の氏名や住所に変更があった場合、遅滞なく提出してください。
- * 変更年月日には、変更を議決した日ではなく、任期の初日や末日等を記載してください。
- * 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を記載してください。また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載してください。
- * 「役名」欄は、「理事」又は「監事」の別を記載してください。
- * 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名に括弧を付して併記してください。
- * 「住所又は居所」の欄は、住民票の住所などを登録どおりに記載してください。

提出書類－2 変更後の役員名簿

提出部数 2部

役員名簿

任期の初日等、役員が変更された
日を記載してください。

((元号) ○○年○○月○○日現在)

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□□

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	□□□□□	○○市○○区○○三丁目2番1号	有・無
理事	□□□□□	○○市○○町一丁目2番3号	有・無
理事	□□□□□	○○市○○町五丁目4番3号 ○○アパート101	有・無
理事	□□□□□	○○市○○町四丁目3番2号	有・無
理事	□□□□□	○○市○○町二丁目3番4号	有・無
監事	□□□□□	○○市○○字12番3号	有・無
監事	□□□□□	○○郡○○町○○字21番地の2	有・無

- * 変更後の役員をすべて記載してください。
- * 役員のうち報酬を受けることができるのは、その総数の3分の1以下範囲内となります。
例：役員総数が5人までの場合は1人まで、6～8人の場合は2人まで、9～11人の場合は3人まで、役員報酬を受けることが可能。
- * それぞれの役員について、その者の配偶者又は3親等以内の親族（以下「親族」という。）が役員になれるのは1人までです。よって、ある役員及びその親族2人の合計3人が役員として同時に在籍することはできません。
- * 役員とその親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。よって、例えば夫婦2人が同じNPO法人の役員として在籍するならば、役員の総数は、最低6人以上必要です。
- * 役員報酬には、法人の管理事務や事業のスタッフを兼任する役員に対し、労働の対価として支払った賃金や謝金等を含みません。

■役員の変更を伴わず、代表者が変更された場合の所轄庁への連絡

法人の理事及び監事に異動がなく、理事長（代表理事）と他の理事との交代によって法人の代表者が変更された場合には、次の連絡先まで文書（様式は自由）、ファクシミリ又はメールのいずれかの方法で速やかに連絡願います。

[連絡先] 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 宮城県環境生活部共同参画社会推進課（NPO・協働社会推進班）
 電話 022-211-2576
 FAX 022-211-2392
 メール kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

IV 定款の変更

定款を変更しようとする場合は、まず、変更事項について社員総会で議決しなければなりません。その議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数（定款に別の定めがある場合には、その定めによります。）をもってなされることが必要です。

さらに、変更事項によって、所轄庁である宮城県の認証がないと変更後の定款の効力が発生しないものがあります。

■定款の変更の認証申請

次の①から⑩までの事項に関する定款の変更を行う場合は、宮城県に定款の変更の認証申請を行うことが必要です。

宮城県においては、定款の変更の認証申請を受理後、2週間、関係書類を縦覧に供し、認証の基準に適合すると認めた場合は認証します。

変更後の定款の効力は、宮城県による認証後に生じます。

なお、変更する内容によって、提出書類や手続が異なります。



【令和2年改正点】

認証申請の添付書類の縦覧期間が1か月間から、2週間に短縮されました。

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものをお除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

（1）定款の変更の認証申請

以下の「（2）活動の種類及び事業の変更等を含む場合…」又は「（3）所轄庁の変更を伴う場合…」以外の定款の変更に係る認証申請については、次頁の表中1～3の書類を提出します。

（2）活動の種類及び事業の変更等を含む場合の定款変更の認証申請

定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む定款の変更に係る認証申請については、次頁の表中1～5の書類を提出します。

【法第11条第1項第3号】

その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

【法第11条第1項第11号】

その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(3) 所轄庁の変更を伴う場合の定款変更の認証申請

所轄庁が宮城県から他の都道府県又は政令指定都市(新所轄庁)に変更される場合の定款の変更に係る認証申請については、下記表中1~3及び6~13の書類を提出します。

(所轄庁の変更に加えて前項②の変更等を含む場合は、4、5の書類も必要です。)

なお、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請について、認証を行うのは新所轄庁になるため、申請する法人は、新所轄庁が定める様式及び提出部数に従って申請書類を揃えて宮城県に提出し、宮城県から新所轄庁に当該書類を送付する手順になります。

【所轄庁が変更される場合】

- ・事務所の移転、増設、廃止等により主たる事務所が宮城県外となる場合

- ・事務所の移転、廃止等により事務所がすべて仙台市内となる場合

		提出書類名	関係法令等	提出部数	記載例
1	定款変更の認証申請の際、必ず提出する※1	定款変更認証申請書	施行細則第8条	1	34
2		定款の変更を議決した社員総会の議事録(謄本)	法第25条第4項	1	35
3		変更後の定款	法第25条第4項	2	
4	27頁の(2)の場合にこれらも提出する	当該定款の変更の日※2の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	法第25条第4項	2	
5		当該定款の変更の日※2の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	法第25条第4項	2	
6	27頁の(3)の場合にこれらも提出する	役員名簿	法第26条第2項	2	
7		確認書	法第26条第2項	1	
8		前事業年度の事業報告書	法人の設立又は合併の後、初めての事業年度が満了していないため、事業報告書等を作成していない場合は、事業計画書、活動予算書、財産目録	法第26条第2項	1
9		前事業年度の年間役員名簿		法第26条第2項	1
10		前事業年度末日における社員のうち10人以上の名簿		法第26条第2項	1
11		前事業年度末の財産目録		法第26条第2項	1
12		前事業年度の貸借対照表		法第26条第2項	1
13		前事業年度の活動計算書		法第26条第2項	1

※1 所轄庁の変更を伴う場合、上記1の定款変更認証申請書については、新所轄庁が定める様式に従って作成し、宮城県に提出することとなります。また、上記2~13の添付書類に係る提出部数も新所轄庁の定めるところによります。

※2 「定款変更の日」とは、所轄庁が認証する日(申請書の受理日から約3か月後)を想定してください。

■認証後の提出書類

定款の変更の認証を受けた場合は、できるだけ早く、閲覧用として次の書類を宮城県に提出しなければなりません。

	提出書類名	関係法令等	提出部数
1	変更後の定款 (注) 登記が必要となる定款の変更にあっては、37頁の登記完了届出の手続も必要になります。	施行細則第9条	1

※ 所轄庁の変更を伴う場合には、宮城県への変更後の定款の提出は要さず、新所轄庁の定めるところによります。

様式第5号（第8条関係）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事殿

主たる事務所の所在地

宮城県□□□□□□□□

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 □□□□□□□□

代表者氏名 □ □ □ □ □

電話番号 022-〇〇〇-5678

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

現 行 (旧)	変更後 (新)	備 考
第〇条	第〇条 附則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日（（元号） 年 月 日）から施行する。	

2 変更の理由

（例）〇〇を××に改める必要が生じたため、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に社員総会を開催して定款変更を全員一致の同意で議決した。

- * 事務所の所在地については、「〇-△-□」などと省略せず「〇丁目△番□号」と表記してください。
- * 変更の内容を一葉で記載できない場合は、変更の内容を「別紙のとおり」として、別紙を添える形式で新旧対照表を添付することも可能です。
- * 新旧それぞれの改正箇所に、アンダーラインを引いてください。
- * 27~28頁の申請事項(1)~(3)に応じて添付書類が異なりますので、添付漏れのないよう注意願います。

【記載例】

特定非営利活動法人□□□□□□□□□ 総会議事録

1 日 時 (元号) ○○年○○月○○日 ○○時○○分～○○時○○分

2 場 所 □□□□□□□□□□□

3 総社員数 □□人

4 出席者数 □□人 (うち書面表決者□人、表決委任者□人)

5 議事事項

- (1)議長選任の件
 (2)定款変更の件
 (3)事業計画及び活動予算に関する件
 (4)確認書に関する件

事業の変更に係る定款変更を行う場合、(3)の議事が必要になるため、特に臨時総会で定款変更を行う場合は注意願います。

所轄庁の変更を伴う定款変更を行う場合、(4)の議事が必要になります。

6 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1)議長選任の件

定款第○○条の規定により、出席者の中から□□□□が議長に選任され、議長は、総会成立の要件を満たしていることの報告に引き続き、本総会の成立を宣言した。

- (2)定款変更の件

議長は、定款第○○条について、別紙のとおり、定款を変更したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく可決された。

- (3)事業計画及び活動予算に関する件（※ 事業の変更に係る定款変更の場合の記載例）

議長より○○年度の事業計画案及び活動予算案を説明し、審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

- (4)確認書に関する件（※ 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の記載例）

議長より別紙確認書案を説明し、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号の該当性を確認したところ、異議なく可決された。

7 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、定款○○条に規定する議事録作成のための、議事録署名人2名を選任したい旨を諮った結果、□□□□と□□□□の2名が満場一致で選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

(元号) ○○年○○月○○日

総会の開催日か、その後の日となります。

議 長

(自 署) 印

議事録署名人

(自 署) 印

議事録署名人

(自 署) 印

定款において定められている方法により記載ください。
 「署名のみ」としている場合は、押印不要です。

■定款の変更の届出

次の①から⑧までの事項（定款の変更の認証申請が必要な事項以外の事項）に関する定款の変更を行う場合は、定款に定めた手続を経ることによって宮城県の認証がなくても効力が発生します。ただし、変更後には遅滞なく宮城県へ届け出なければなりません。

- ① 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限ります。）
- ② 役員の定数の変更
- ③ 資産に関する事項の変更
- ④ 会計に関する事項の変更
- ⑤ 事業年度の変更
- ⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除きます。）
- ⑦ 公告の方法の変更
- ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか法11条第1項各号にない事項（例：合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項）

（注）27頁に掲げる10種の事項以外は、宮城県の認証を要しない届出事項になるもの。

	提出書類名	関係法令等	提出部数
1	定款変更届出書	施行細則第10条第1項	1
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録（謄本）	法第26条第6項	1
3	変更後の定款 (注)登記が必要となる定款の変更にあっては、36～37頁の登記完了届出の手続も必要になります。	法第26条第6項	2

■定款の変更を要さず、事務所が移転した場合の所轄庁への連絡

定款上、事務所の所在地として市町村名のみを定めており、市内のA町から同じ市内のB町に事務所が移転した場合には、定款の変更を要しません。

しかしながら、このような事務所の移転であっても、所轄庁である宮城県から法人への文書発送や法人情報の公開のために移転後の住所を把握する必要がありますので、次の連絡先まで文書（様式は自由）、ファクシミリ又はメールによって速やかに連絡願います。

[連絡先] ☎980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課（NPO・協働社会推進班）

電話 022-211-2576

FAX 022-211-2392

メール kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

様式第6号（第10条関係）

(元号) ○○年○○月○○日

宮城県知事殿

主たる事務所の所在地

官城県□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□□

代表者氏名 □ □ □ □ □

電話番号 022-○○○-5678

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変更前（旧）	変更後（新）	変更時期
第〇条	第〇条	(元号) ○○年○○月○○日

2 変更の理由

(例) 事務所を移転したため

- * 事務所の所在地の変更について届出を行う場合には、「〇-△-□」などと省略せずに「〇丁目△番□号」と表記してください。
- * 変更の内容を一葉で記載できない場合は、変更の内容を「別紙のとおり」として、別紙新旧対照表を添付することも可能です。
- * 新旧それぞれの改正箇所に、アンダーラインを引いてください。
- * 変更時期には、社員総会で定めた変更後の定款の施行日を記載してください。
- * 提出書類-2(定款の変更を議決した議事録の謄本)については、30頁の記載例を参照願います。

✓ 登記事項の変更及び登記完了の届出

■登記事項の変更～変更の登記が必要となる場合～

登記事項に変更が生じた場合は、組合等登記令に従い、事務所の所在地を管轄する法務局において、変更の手続をしなければなりません。

登記事項に変更を生じたときは、主たる事務所を管轄する法務局においては2週間以内に、従たる事務所を管轄する法務局においては2、3及び7の事項について3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

	登記事項	変更登記をする例
1	目的及び業務（目的、特定非営利活動の種類、事業のこと）	・新たにその他の事業を行うこととなったとき等、定款の目的や特定非営利活動の種類、事業を変更したとき
2	名称	・法人名称を○○会から△△会に変更したとき
3	主たる事務所の所在地	・事務所を移転したとき
4	代表権を有する者の氏名、住所及び資格	・代表権を有する理事が <u>任期満了し再任されたとき</u> や後任者が選任されたとき ・代表権を有する理事が新たに就任したとき ・代表権を有する理事が辞任したとき ・代表権を有する理事の住所が引っ越し等により変更したとき
5	存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	・新たに法人の存続期間を定めたときや存続期間の定めを変更又は廃止したとき
6	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	・代表権を理事全員から理事長のみに制限したときや代表権の範囲に制限を設けたとき又は変更したとき
7	従たる事務所	・従たる事務所を新たに設置したときや移転・変更・廃止したとき

※1 1、2、5、6は、定款変更について事前に所轄庁の認証を受けることが必要です。

3、7は、主たる事務所の移転又は従たる事務所の設置等に伴い所轄庁が変更となる場合、事前に新所轄庁の認証が必要です。

※2 資産の総額の登記は、組合等登記令の改正（平成30年10月1日施行）により不要となりました。

■「登記すべき事項のオンライン提供」について

「登記すべき事項のオンライン提供」とは、書面によって法人登記の申請を行う場合に、登記事項をあらかじめオンラインで提出していただくものです。「電子署名」及び「電子証明書」を添付する必要はありません。

○オンライン提供のメリット

- ・必要事項を入力すると申請書が自動で作成されます。
- ・オンラインで登記の完了が確認できます。
- ・CD-Rなどを提出する必要はありません。

詳しくは法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html）をご覧ください。

お問合せ先：仙台法務局法人登記部門 022-225-5748

■変更の登記に必要な書類（「代表権の範囲又は制限に関する定め」の変更の場合を除く。）

変更の登記を行う際は、変更登記申請書を法務局に提出する必要があります。

代表的な変更事例と必要となる添付書類は以下のとおりです。（手続の詳細やそのほかの変更事例について必要となる添付書類については、管轄の法務局へお尋ねください。）

※申請書の様式はホームページにてダウンロードください。

[○…必要／△…場合によって必要]

I 「目的及び業務」「名称」「存続期間・解散の事由」の定めの変更

1 定款	○	「これは当法人の定款である。」旨の理事長等の奥書証明を付したもの
2 社員総会議事録	○	定款の変更を議決した社員総会の議事録
3 認証書	○	所轄庁（宮城県知事）の認証書
4 委任状	△	代理人が申請する場合に必要となります。

2 主たる事務所の移転

1 理事会議事録	○	移転先の住所及び移転の日を決定した議事録等
2 定款	△	定款の変更を要する場合、「これは当法人の定款である。」旨の理事長等の奥書証明を付したもの
3 社員総会議事録	△	定款の変更を要する場合、その変更を議決した社員総会の議事録
4 認証書	△	所轄庁が変更となる場合、新所轄庁の認証書
5 委任状	△	代理人が申請する場合に必要となります。

3 任期満了による理事の改選に伴う変更

(1) 理事長等のみが法人を代表している場合

① 再任

1 定款	○	「これは当法人の定款である。」旨の理事長等の奥書証明を付したもの
2 理事選任に関する社員総会（理事会等）議事録	○	定款で理事を社員総会で選任することとしている場合は、社員総会議事録、理事会等で選任することとしている場合は理事会等議事録
4 理事長等の選任に関する理事の互選書（理事会等議事録）	○	定款で理事長等を理事の互選により選任することとしている場合は理事互選書（理事会等議事録でも可）、理事会（社員総会）で選任することとしている場合は理事会（社員総会）議事録
3 理事への就任承諾書	○	2に理事に就任することについて社員総会（理事会等）の席上で承諾した旨の記載がある場合は、その記載をもって就任承諾書とすることができます。
5 理事長等への就任承諾書	○	3に理事長等に就任することについて席上で承諾した旨の記載がある場合は、その記載をもって就任承諾書とすることができます。
6 印鑑証明書	△	理事長等を選任した互選書（理事会等議事録）に署名押印した署名者全員の印鑑証明書が必要になります。 ただし、再任された理事長等が法務局に提出している印鑑で互選書（理事会等議事録）に押印しているときには、印鑑証明書の添付は必要ありません。
7 委任状	△	代理人が申請する場合に必要となります。

② 改選

上記1～6の書類に加え次の書類を添付する必要があります。

8	印鑑届書	○	変更の登記申請の添付書類ではありませんが、印鑑を提出している理事長等が退任したときは、後任理事長等が、変更の登記申請と同時に印鑑届を提出しなければなりません。印鑑届書には、理事長等が記名して実印を押印し、その印鑑についての作成後3ヶ月以内の印鑑証明書を添付することとなります。
---	------	---	--

(2) 理事全員が法人を代表している場合

① 全員再任

1	定款	○	「これは当法人の定款である。」旨の理事長等の奥書証明を付したもの
2	社員総会(理事会等)議事録	○	定款で理事を社員総会で選任することとしている場合は、社員総会議事録、理事会等で選任することとしている場合は理事会等議事録
3	就任承諾書	○	2に理事に就任することについて社員総会(理事会等)の席上で承諾した旨の記載がある場合は、その記載をもって就任承諾書とすることができます。
4	印鑑証明書	△	社員総会(理事会等)議事録に署名押印した署名者全員の印鑑証明書が必要になります。 ただし、再任された理事が法務局に提出している印鑑で議事録に押印しているときには、当該理事に係る印鑑証明書の添付は必要ありません。
5	委任状	△	代理人が申請する場合に必要となります。

② 全員再任以外

上記1～5の書類に加え次の書類を添付する必要があります。

6	印鑑届書	△	変更の登記申請の添付書類ではありませんが、印鑑を提出している理事が退任したときは、後任理事が、変更の登記申請と一緒に印鑑届を提出しなければなりません。印鑑届書には、理事が記名して実印を押印し、その印鑑についての作成後3ヶ月以内の印鑑証明書を添付することとなります。
---	------	---	--

4 任期途中の理事の変更

(1) 理事長等のみが法人を代表している場合

上記3(1)①及び②の1～8の添付書類に加えて、理事長等の退任を証する書面(辞任届等)が必要となります。

(2) 理事全員が法人を代表している場合

上記3(2)①及び②の1～6の添付書類に加えて、理事の退任を証する書面(辞任届等)が必要となります。

(注)「原本還付請求」の手続について

登記申請にあたり、申請書の添付書類として提出した書類は、登記完了後は法務局に保管すること

になりますので、返却されません。

議事録などの重要書類の原本を法人の事務所に保存する必要がある場合などは、「原本還付請求」手続をすることで、原本の返却を請求することとなります。

「原本還付請求」手続は、以下のとおりとなります。

- 1 「原本還付請求」を受けたい書類の写し(コピー)を作成する。
- 2 1に「原本と相違ない。」旨及び「申請人の資格・氏名」を記載し、申請人の印鑑を押印する(写しが複数ページとなるときは各ページの綴り目に契印してください。)。
- 3 申請書を提出する際に、受付窓口に書類原本と上記2の処理をした写しを提示し、「原本還付請求」の請求をして、原本の還付を受けてください。

なお、委任状に原本還付請求及び受領の委任がある代理人は、上記2、3を行うことができます。

申請書や添付書類の書式例は、法務省ホームページからダウンロードすることができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3

詳しくは、お近くの法務局又は各支局にお問い合わせください。

■登記事項証明書はオンラインでも請求できます

登記事項証明書の請求は、パソコンのWebブラウザから、インターネットを利用して請求できる「かんたん証明書請求」をご利用いただけます。請求された証明書は、郵送のほか、最寄りの登記所や法務局証明サービスセンターで受取が可能です。

○かんたん証明書請求のメリット

- ・登記所の窓口で請求する場合の手数料は600円のところ、かんたん証明書請求を利用した場合、郵送受取は500円、窓口受取は480円で受け取れます。
 - ・手数料はインターネットバンキングで電子納付が可能なことから、請求手続がWeb上で完結します。
 - ・かんたん証明書請求で請求可能な手続は、全て電子証明書が不要です。
- (※法人の印鑑証明書の請求には電子証明書のほか、無料の専用ソフトである「申請用総合ソフト」のダウンロードが必要です。

詳しくは法務省ホームページ

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html) をご覧ください。

■登記完了の届出（登記が必要となる定款の変更の場合）

登記事項のうち定款の変更が必要となる次の①～④の事項に係る変更の登記が完了したときは、遅滞なく、宮城県へ定款の変更の登記完了届出書を提出しなければなりません。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在地
- ④ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

	提出書類名	関係法令等	提出部数
1	定款の変更の登記完了届出書	施行細則第11条第1項	1
2	登記事項証明書	法第25条第7項	1
3	登記事項証明書の写し	施行細則第11条第2項	1

(注) 定款の変更に關係しない登記事項の変更にあっては、宮城県への登記完了届出の手続を要しません。

様式第7号（第11条関係）

(元号) ○○年○○月○○日

宮 城 県 知 事 殿

主たる事務所の所在地

宮城県□□□□□□□□□□□□□□□□□□

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 □□□□□□□□

代表者氏名 □ □ □ □ □

電話番号 022-○○○-○○○○

定款の変更の登記完了届出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を提出します。

* 事務所の所在地については、「○-△-□」などと省略せず「○丁目△番□号」と表記してください。

* 登記事項証明書の原本とその写しを添付してください。

VI 監督及び罰則

■監督

NPO法人に法令違反などがある場合、特定非営利活動促進法の所轄庁である宮城県は、その法人から報告を求め、検査を実施し、改善命令を行い、又は設立の認証等を取り消すことができるとしています。

なお、市町村が宮城県の条例（事務処理の特例に関する条例）に基づき、NPO法人の認証等に関する事務の移譲を受けている場合、当該市町村の区域のみに事務所を有するNPO法人については、当該市町村が監督することとなります（認定NPO法人、特例認定NPO法人の関係事務を除く）。

1 報告及び検査（法第41条第1項、第64条第1項）

宮城県は、所轄するNPO法人（認定NPO法人、特例認定NPO法人を含む）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又は、その法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

2 改善命令（法第42条、第65条第1項）

宮城県は、所轄するNPO法人（認定NPO法人、特例認定NPO法人を含む）が以下の①～④に該当するとき、その法人に対して、期限を定めて改善のために必要な措置を採るように命令することができます。

- ① 次に掲げる法人の要件を欠くに至ったとき
 - ・営利を目的としない団体であること（法第2条第2項第1号）
 - ・社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと（法第2条第2項第1号イ）
 - ・役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること（法第2条第2項第1号ロ）
 - ・宗教活動を主目的としないこと（法第2条第2項第2号イ）
 - ・政治活動を主目的としないこと（法第2条第2項第2号ロ）
 - ・特定の公職の候補者、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主目的としないこと（法第2条第2項第2号ハ）
 - ・暴力団でないこと（法第12条第1項第3号イ）
 - ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体の統制下にないこと（法第12条第1項第3号ロ）
 - ・10人以上の社員を有すること（法第12条第1項第4号）
- ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反するとき
- ③ 運営が著しく適正を欠くとき
- ④ 認定NPO法人、特例認定NPO法人がその認定要件に適合しなくなった、又は、事業報告等の法人事務所における閲覧請求の対象書類を正当な理由がなく閲覧させないなどに該当すると疑うに足りる相当な理由があるとき

3 設立の認証の取消し（法第43条第1項、同条第2項）

宮城県は、NPO法人が次の場合に該当すると認めるときは、その法人の設立の認証を取り消すことがあります。

- ① 宮城県が行った改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的が達成できないとき
- ② 3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき
- ③ 法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達成することができないとき

4 その他の事業の停止命令（法第66条）

宮城県は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益がその法人の行う特定非営利活動以外の目的に使用されたと認めるときは、その法人に対し、その他の事業の停止を命ずることがあります。

5 認定又は特例認定の取消し（法第67条第1項）

宮城県は、NPO法人又は特例認定NPO法人が次の①～③に該当すると認めるときは、その認定又は特例認定を取り消すことがあります。

- ① 法第47条各号（第2項を除く）の欠格事由のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の

認定を受けたとき

- ③ 正当な理由がなく改善命令又はその他の事業の停止命令に従わないとき

■罰 則

特定非営利活動促進法の違反行為に対する罰則の規定は、以下のとおりです。

1 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる者（法第77条）

偽りその他不正の手段により認定NPO法人の認定、認定NPO法人の認定期間の更新、特例認定NPO法人の認定又は認定NPO法人等の合併の認定を受けた者

2 50万円以下の罰金に処せられる者（法第78条、第79条）

- ① 正当な理由がないのに、所轄庁が行った改善命令に違反し、当該命令に係る措置を採らなかった者（法第78条第1号違反）
- ② 「認定特定非営利活動法人」又は「特例認定特定非営利活動法人」であると誤認されるおそれのある文字を名称又は商号中に用いた者（法第78条第2号、第4号違反）
- ③ 不正の目的をもって、他の「認定特定非営利活動法人」又は「特例認定特定非営利活動法人」であると誤認されるおそれのある文字を名称又は商号中に用いた者（法第78条第3号、第5号違反）
- ④ 正当な理由がないのに認定NPO法人に対する改善命令に違反して、当該命令に係る措置を採らなかった者（法第78条第6号違反）
- ⑤ 正当な理由がないのに認定NPO法人に対するその他の業務の停止命令に違反して、引き続きその他の事業を行った者（法第78条第7号違反）
- ⑥ 法人等の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第78条又は第79条の違反行為をしたとき（法第79条違反）

3 20万円以下の過料に処せられる者（法第80条）

次に掲げるいずれかに該当する場合における法人の理事、監事又は清算人

- ・組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- ・法人の事務所に財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条（第39条第2項において準用する場合を含む。）違反）
- ・役員の変更等をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項違反）
- ・定款変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第25条第6項違反）
- ・法第28条第1項に規定する事業報告書等又は同条第2項に規定する役員名簿及び定款等を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項違反）
- ・前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により、これを公告せず、又は不正の公告をしたとき（法第28条の2第1項違反）
- ・定款の変更に係る登記事項証明書及び事業報告書等の提出を怠ったとき（法第29条第1項違反）
- ・法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項違反）
- ・清算中に法人の財産がその債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が裁判所に直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- ・清算人が債権者に対する債権申出の公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
- ・清算人が裁判所への破産手続開始の申立てに係る公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- ・合併の認証があった日から2週間以内に、貸借対照表及び財産目録を事務所に備え置かず、若しくは、不実の記載をしたとき（法第35条第1項違反）
- ・合併の認証があった日から2週間以内に、債権者に対し異議申出に係る公告をせず、又は、判明している債権者に対し、各別にこれを催告しなかったとき（法第35条第2項違反）
- ・合併に係る債権者の異議申出に対し、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）
- ・第41条第1項に規定する報告及び検査について、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（法第41条第1項違反）

4 10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第4条違反）

VI NPO法人の税務上の取扱い

NPO法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、その一部について説明しますが、詳しく述べる各税を担当する行政機関（税務署、県税事務所等又は市町村の税務課等）にお尋ねください。

■法人税（国税）

NPO法人が行う事業は、NPO法上、法人の設立目的達成のために行う「特定非営利活動に係る事業（本来事業）」と収益を得るためなどに行う「その他の事業」に区分されますが、この事業区分にかかわらず、「法人税法上の収益事業」（下記の34業種）に該当する事業活動を継続して行うNPO法人には、法人税が課されます。法人税は、申告により税額が確定するため、原則として事業年度終了後2ヶ月以内に管轄の税務署に申告書を提出します。

区分	課税対象となる所得	税率等
法人税	法人税法上の収益事業から生じた所得	800万円以下の所得金額…15.0% 800万円超の所得金額…23.2%

法人税法上の収益事業の種類(法人税法施行令第5条第1項)						
1	物品販売業	10	請負業	19	仲立業	28
2	不動産販売業	11	印刷業	20	問屋業	29
3	金銭貸付業	12	出版業	21	鉱業	30
4	物品貸付業	13	写真業	22	土石採取業	31
5	不動産貸付業	14	席貸業	23	浴場業	32
6	製造業	15	旅館業	24	理容業	33
7	通信業	16	料理飲食店業	25	美容業	34
8	運送業	17	周旋業	26	興行業	
9	倉庫業	18	代理業	27	遊技所業	

■法人県民税・事業税（県税）

NPO法人が法人税法上の収益事業（以下「収益事業」という。）を行う場合には、事業年度終了の日から2ヶ月以内に法人県民税及び法人事業税の申告が必要です。収益事業を行わない場合には、決算月に関わらず毎年4月末日までに法人県民税「均等割」（収益の有無に関わらず必ず課税されるもの）の申告が必要です。

なお、収益事業を行わないNPO法人については、一定の要件を満たしていれば、法人県民税「均等割」が申請により免除されます。また、収益事業を行うNPO法人については、設立の日以後3年内に終了する事業年度について赤字の場合、法人県民税「均等割」が申請により免除されます。

区分	課税標準額等	税額・税率		
		税額	①超過税率	②標準税率
法人 県民税	均等割 （一律）	22,000 円/年		
法人事業税	法人税額 400 万円以下の所得金額 400~800 万円以下の所得金額 800 万円超の所得金額		1.8 %	1.0 %
			3.75 % 5.665% 7.48 %	3.5 % 5.3 % 7.0 %

(注1)所得金額が4,000万円超、法人税額が1,000万円超等に該当する場合には①の税率が適用されます。

(注2)②の税率で計算された法人事業税額の43.2%が地方法人特別税(国税)として別途課税されます。

■法人市町村民税（市町村税）

市町村税には、すべての法人に課税される法人市町村民税があります。

法人市町村民税は、申告により税額が決まりますので、原則として事業年度終了後2ヶ月以内に各市町村の税務課等に申告書を提出します。

法人市町村民税の「均等割」(収益の有無に関わらず必ず課税されるもの)は、事務所が複数の市町村にあるときは、それぞれの市町村において課税されます。

なお、各々の市町村は、標準税率と異なる税率を決定する権限を有し、また、収益事業を行わないNPO法人の均等割免除を行うか否かなども各々の市町村が決定しますので、詳しくは事務所が所在する市町村へお問合せください。

区分		課税標準額等	税額・標準税率等
法人市町村民税	均等割	(一律)	50,000円／年
	法人税割	法人税額	6.0%(上限8.4%)

■その他の税

NPO法人に係わる主な税として、次のものがあります。

区分	課税の対象となる場合など	所管
消費税	国内において事業として対価を得て行う取引について、 ① 基準期間(事業年度が1年の法人の場合は、消費税の申告の対象となる事業年度の前々事業年度)における課税売上高が1千万円を超えた場合 ② ①の基準期間における課税売上高が1千万円以下であっても、特定期間(原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間)の課税売上高が1千万円を超えた場合	税務署
源泉所得税	給与・報酬を支払う場合	税務署
不動産取得税	土地や建物を取得した場合 [以下の場合に課税が免除される場合あり。] ・NPO活動の用に供するための不動産を無償で取得した場合 ・環境の保全を図る活動の一環として、その自然環境の保存及び活用に関する業務を行うNPO法人が、指定地域内において自然環境として保全すべき山林等を取得した場合	県税事務所
自動車取得税	自動車を取得した場合 [以下の場合に課税が免除される場合あり。] ・NPO活動の用に供する自動車を無償で取得した場合 ・介護保険法第8条第1項の居宅サービス事業、同法第8条第14項の地域密着型サービス事業、同法第8条の2第1項の介護予防サービス事業及び同法第8条の2第14項の地域密着型介護予防サービス事業の指定を受けた者並びに福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る)を提供する者が当該サービスに直接供する自動車を取得した場合	県税事務所
自動車税	自動車を所有した場合 [以下の場合に課税が免除される場合あり。] ・介護保険法第8条第1項の居宅サービス事業、同法第8条第14項の地域密着型サービス事業、同法第8条の2第1項の介護予防サービス事業及び同法第8条の2第14項の地域密着型介護予防サービス事業の指定を受けた者並びに福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る)を提供する者が当該サービスに直接供する自動車を所有した場合	県税事務所
固定資産税	土地、建物等を所有している場合	市町村
軽自動車税	軽自動車等を所有している場合	市町村

VIII 解散及び合併

■解散に関する手続

1 解散事由

NPO法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します。

① 社員総会の決議(法第31条第1項第1号)

解散の理由は問いません。社員総会で4分の3以上が解散の承諾をした場合、解散します。ただし、定款に別段の定めがあるときはこの限りではありません。

② 定款で定めた解散事由の発生(法第31条第1項第2号)

NPO法人は定款に定めることで、NPO法で定めたもの以外に解散の要件を規定できます。

③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能(法第31条第1項第3号)

「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について、成功する見込みが全くなくなった場合をいいます。この事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要です。

④ 社員の欠亡(法第31条第1項第4号)

法上の要件(10人以上)を回復することができず、社員が1人もいなくなった場合解散となります。社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません。

⑤ 合併(法第31条第1項第5号)

吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合は全ての法人が解散することになります。

⑥ 破産手続開始の決定(法第31条第1項第6号)

NPO法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合、裁判所は理事若しくは債権者の申立てにより、又は職権により破産手続開始の決定をします。

⑦ 設立の認証の取消し(法第31条第1項第7号)

所轄庁からの改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができない場合や3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁が法人の認証を取り消すことがあります。

2 認定申請

NPO法人は、上記の解散事由③「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散の認定を受けようとするときは、それを証明する書面として、例えば社員総会の議事録の謄本などを添えて「解散認定申請書」(様式第8号)(43頁)を、宮城県に提出しなければなりません。

3 届出

解散事由の①「社員総会の決議」、②「定款で定めた解散事由の発生」、④「社員の欠亡」、⑥「破産手続開始の決定」によって解散した場合には、清算人は、「解散届出書」(様式第9号)(44頁)に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、宮城県に提出しなければなりません。

■清算に関する手続

1 清算人

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、定款などで別の者を選任していない限り、理事が清算人になります。

2 清算人の職務

① 清算中に就任した清算人は、就任後、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算人就任届出書」(様式第10号)(45頁)を宮城県に提出しなければなりません。

② 清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為をすることができます。

③ 清算人は、解散した後遅滞なく、官報に掲載して公告し、債権者に対し2ヶ月以上の一定期間内に債権請求の申出をする旨を催告する必要があります。

その公告には、債権者が期間内に申出をしないときはその債権は清算から除斥される旨を付記しな

ければなりません。なお、判明している債権者には、個々にその申出を催告する必要があります。

- ④ 清算中の法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は直ちに破産手続き開始の申し立てを裁判所にして、その旨を公告する必要があります。
- ⑤ 清算が結了したときは、清算人は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算結了届出書」(様式第12号)(46頁)を宮城県に提出しなければなりません。

3 残余財産の処分

清算後に残った法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除いて、定款で定められた帰属者の財産になります。なお、帰属者は、定款で、次の者のうちから選定しなければなりません。

- ①他の特定非営利活動法人
- ②国又は地方公共団体
- ③公益社団法人又は公益財団法人
- ④私立学校法第3条に規定する学校法人
- ⑤社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ⑥更正保護事業法第2条第6項に規定する更正保護法人

定款で、残余財産の帰属者について定めていない場合は、清算人は、「残余財産譲渡認定申請書」(様式第11号)(45頁)により宮城県に申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。しかし、これら2つの方法をとらない場合は、その残余財産は国庫に帰属します。

提出書類一 解散認定申請書

提出部数 1部

様式第8号(第14条関係)

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区〇〇一丁目2番3号

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇22-〇〇〇-1234

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項に規定する認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至つた理由及び経緯
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

残余財産の譲渡先は、定款で定めたNPO法第11条第3項に列挙された団体となります。定款で定めていない場合には、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなります。

- 2 残余財産の処分方法

総会の決議により、残余財産は全額これを〇〇〇〇〇に帰属させることとした。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。(法第31条第3項)

提出書類－Ⅰ 解散届出書

提出部数 1部

様式第9号（第15条関係）

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区〇〇一丁目2番3号

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

清算人 住所又は居所 宮城県〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 022-〇〇〇-1234

解散の事由を備考欄のと
おり記入ください。

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第〇号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

総会の決議による。

2 残余財産の処分方法

総会の決議により、残余財産は全額これを〇〇〇〇に帰属させることとした。

残余財産の譲渡先は、定款で定めたNPO法第11条第3項に列挙された団体となります。定款で定めていない場合には、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなります。

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 () の部分には、解散事由の区分に応じて、「1」「2」「4」又は「6」を記入すること。

(参考)

特定非営利活動促進法第31条第1項での解散事由の区分は次のとおり。（抜粋）

第1号 社員総会の決議

第2号 定款で定めた解散事由の発生

第4号 社員の欠亡

第6号 破産手続開始の決定

3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

提出書類－Ⅰ 清算人就任届出書

提出部数 1部

様式第10号(第16条関係)

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区○○一丁目2番3号

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ○○○○○

清算人 住所又は居所 宮城県○○○○○○

氏名 ○○ ○○

電話番号 022-○○○-1234

法人名称を記載

清算人就任届出書

下記のとおり (特定非営利活動法人の名称) の解散に係る清算中に清算人が就任したので、
特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

○○ ○○

宮城県○○○○○○○○○

2 清算人が就任した年月日

(元号) ○○年○○月○○日

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

提出書類－Ⅰ 残余財産譲渡認証申請書

提出部数 1部

様式第11号(第17条関係)

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区○○一丁目2番3号

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ○○○○○

清算人 住所又は居所 宮城県○○○○○○

氏名 ○○ ○○

電話番号 022-○○○-1234

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項に規定する認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

○○○○○○○○○

2 残余財産の譲渡を受ける者

○○○○○○○○

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

提出書類－Ⅰ 清算結了届出書

提出部数 1部

様式第12号（第18条関係）

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区○○一丁目2番3号

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ○○○○○

清算人 住所又は居所 宮城県○○○○○○

氏名 ○○ ○○

電話番号 022-○○○-1234

法人名称を記載

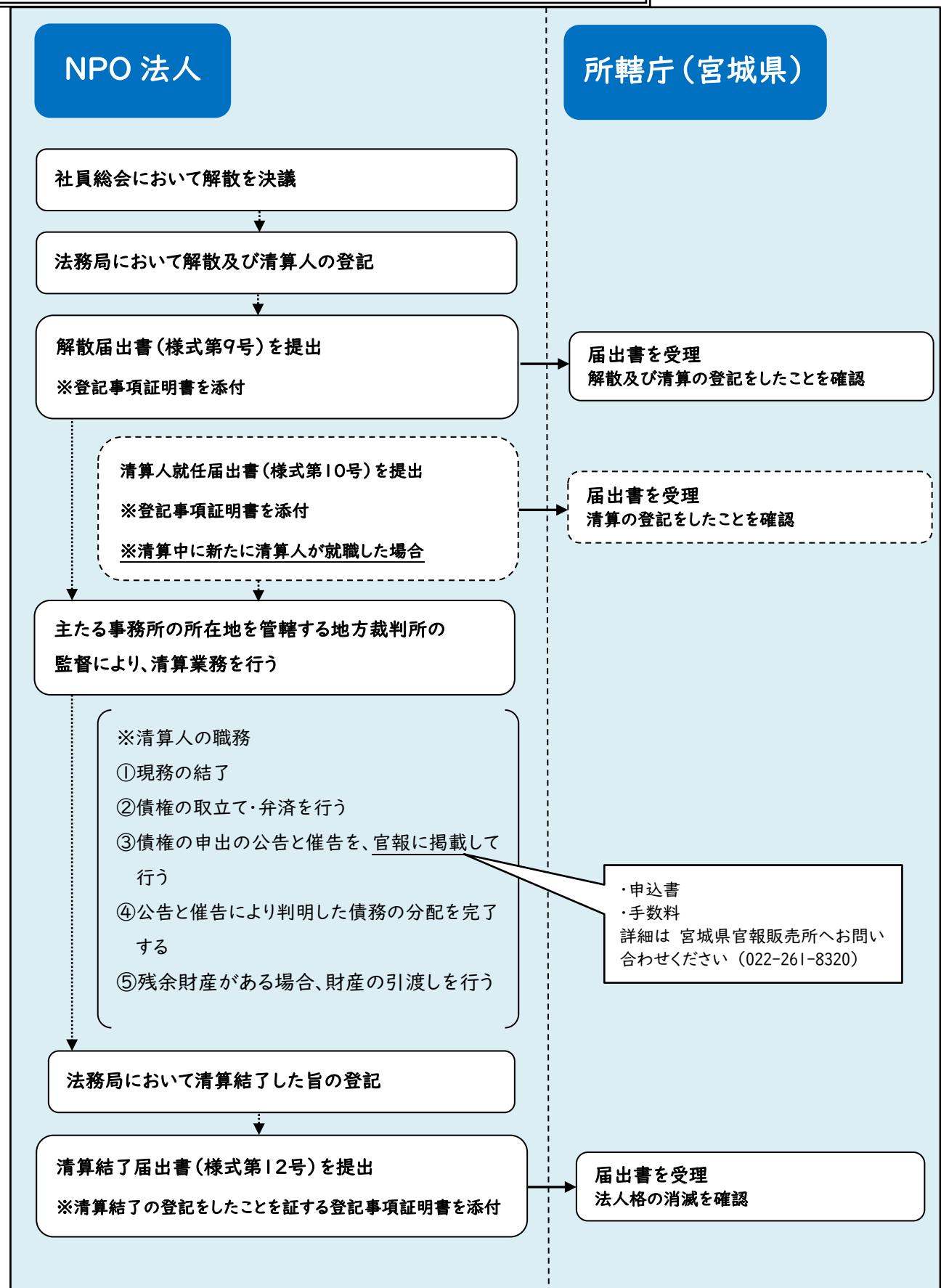
清算結了届出書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

《参考》総会における解散の決議から清算結了までのフロー



■合併に関する手続

1 社員総会の開催

まず、それぞれの法人が社員総会で合併を議決します。合併するには、定款に特別の定めがない場合、社員総会において社員総数の4分の3以上の多数をもって議決しなければなりません。

2 合併の認証申請など

社員総会の決議を経た後、宮城県へ合併の認証申請を行います。認証を受けなければ合併できません。また、その後の手続きの流れ（宮城県での公告、書類の縦覧、審査、認証の決定など）は、基本的に法人設立の認証申請の場合と同じです。

所轄庁への提出書類

	提出書類名	提出部数
1	合併認証申請書	1
2	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（合併する各法人分）	1
3	定款	2
4	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2
5	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	1
6	各役員の住所又は居所を証する書面	1
7	社員のうち10人以上の者の名簿	1
8	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（「確認書」）	1
9	合併趣旨書	2
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2

3 債権者保護の手続き

合併手続きのひとつとして、債権者を保護するための手続きがあります。これは、債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表と財産目録を作成して合併するそれぞれの法人に備え置くとともに、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置きます。

債権者が異議を申し立てなければ、合併を承認したものとみなし、異議を申し出た場合は、弁済などをしなければなりません。

※「一定の期間内」の期間は、2ヶ月を下回ってはなりません。

4 合併の登記

合併を認証された法人は、債権者保護の手続きの終了日から主たる事務所の所在地を管轄する法務局において2週間以内に、従たる事務所の所在地を管轄する法務局においては3週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については、設立の時と同様の登記をしなければなりません。

5 登記完了の届出等

登記をした法人は、なるべく早く、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した合併登記完了届出書を、宮城県に提出しなければなりません。

あわせて閲覧用として、①合併後の定款 ②合併当初の財産目録 ③登記事項証明書の写しを宮城県に提出してください。

所轄庁への提出書類

	提出書類	提出部数
1	合併登記完了届出書	1
2	登記事項証明書	1
3	登記事項証明書の写し	1
4	合併後の定款	1
5	合併当初の財産目録	2

資料

関係行政機関窓口等一覧

《総覽・閲覧の場所》

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
環境生活部共同参画社会推進課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2576
みやぎNPOプラザ	983-0851	仙台市宮城野区榴ヶ岡5	022-256-0505
大河原地方振興事務所	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3111
北部地方振興事務所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0701
北部地方振興事務所栗原地域事務所	987-2251	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2111
東部地方振興事務所登米地域事務所	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6111
東部地方振興事務所	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7番地	0225-95-1411
気仙沼地方振興事務所	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2530

《県税の窓口》

宮城県総務部税務課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
大河原県税事務所	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3111
仙台南県税事務所	982-0011	仙台市太白区長町7-22-20	022-248-2961
仙台中央県税事務所	980-0011	仙台市青葉区上杉1-2-3	022-715-0622
仙台北県税事務所	981-8510	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9111
塩釜県税事務所	985-0024	塩竈市錦町5-28	022-365-4191
北部県税事務所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0701
北部県税事務所栗原地域事務所	987-2251	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2111
東部県税事務所登米地域事務所	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6111
東部県税事務所	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7番地	0225-95-1411
気仙沼県税事務所	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2530

《国税の窓口》

仙台国税局ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/index.htm>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
仙台北税務署	980-8402	仙台市青葉区上杉1-1-1	022-222-8121
仙台中 //	984-0015	仙台市若林区卸町3-8-5	022-783-7831
仙台南 //	982-8551	仙台市太白区柳生2-28-2	022-306-8001
石 巷 //	986-0827	石巻市千石町2-35	0225-22-4151
塩 釜 //	985-8601	塩竈市旭町17-15	022-362-2151
古 川 //	989-6185	大崎市古川旭6-2-15	0229-22-1711
気仙沼 //	988-0077	気仙沼市古町3-4-5	0226-22-6780
大河原 //	989-1201	柴田郡大河原町大谷字末広12-1	0224-52-2202
築 館 //	987-2292	栗原市築館薬師2-2-1	0228-22-2261
佐 沼 //	987-0511	登米市迫町佐沼字沼向109	0220-22-2501

《法務局(本局・支局・出張所)》

仙台法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
仙台法務局 本局	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25	022-225-5611
塩竈支局	985-0043	塩竈市袖野田町3-20	022-362-2338
名取出張所	981-1224	名取市増田字柳田570-2	022-382-3694
大河原支局	989-1217	柴田郡大河原町字錦町1-1	0224-52-6053
古川支局	989-6117	大崎市古川旭6-3-1	0229-22-0510
石巻支局	986-0868	石巻市恵み野6-5-6	0225-22-6188
登米支局	987-0702	登米市登米町寺池桜小路70-2	0220-52-2070
気仙沼支局	988-0022	気仙沼市河原田2-2-20	0226-22-6692

《労働基準監督署》

宮城労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
仙 台 労 働 基 準 監 督 署	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町1	022-299-9071
石 巷 //	986-0832	石巻市泉町4-1-18	0225-22-3365
古 川 //	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
大 河 原 //	989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
瀬 峰 //	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131

《公共職業安定所(ハローワーク)》

宮城労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
ハローワーク仙 台	983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3	022-299-8811
// プラザ青葉	980-0021	仙台市青葉区中央2-11-1	022-266-8609
// プラザ泉	981-3133	仙台市泉区泉中央1-7-1	022-771-1217
// 大 和	981-3626	黒川郡大和町吉岡南2-3-15	022-345-2350
// 石 卷	986-0832	石巻市泉町4-1-18	0225-95-0158
// 塩 釜	985-0016	塩竈市港町1-4-1	022-362-3361
// 古 川	989-6143	大崎市古川中里6-7-10	0229-22-2305
// 大 河 原	989-1202	柴田郡大河原町大谷字町向126-4	0224-53-1042
// 築 館	987-2252	栗原市築館薬師2-2-1	0228-22-2531
// 迫	987-0511	登米市迫町佐沼字内町42-10	0220-22-8609
// 気 仙 沼	988-0077	気仙沼市古町3-3-8	0226-24-1716
// 白 石	989-0229	白石市字跳子ヶ森37-8	0224-25-3107

《年金事務所》

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
大河原年金事務所	989-1245	柴田郡大河原町字新南18-3	0224-51-3111
仙台東 //	983-8558	仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111
仙台南 //	982-8531	仙台市太白区長町南1-3-1	022-246-5111
仙台北 //	980-8421	仙台市青葉区宮町4-3-21	022-224-0891
石巻 //	986-8511	石巻市中里4-7-31	0225-22-5115
古川 //	989-6195	大崎市古川駅南2-4-2	0229-23-1200

特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において

「特定添付書類」という。)を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 申請のあった年月日
- 二 特定添付書類に記載された事項
- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一條 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人の他に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当すること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)
 - ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなりた日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有すること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があつた場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があつた日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを受け、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三项の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならぬ。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもつて決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）

第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

- 第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

- 第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでの任期を伸長することができる。

(定款の変更)

- 第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならぬ。
- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものに限る。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

- 第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従つて、行わなければならぬ。
- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従つて正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

- 第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。
- 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）
- 二 役員名簿
- 三 定款等

(貸借対照表の公告)

- 第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。
- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合に

は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかるわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中止（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれることとなつたこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中止は、当該電子公告による公告の効力を影響を及ぼさない。
 - 一 公告の中止が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
 - 二 公告の中止が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 特定非営利活動法人が公告の中止が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中止が生じた時間及び公告の中止の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

- 第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをして、その旨を公告しなければならない。
- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
 - 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職權で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならぬ。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する

事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適當な措置を探ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるとときは、

同項の認定をするものとする。

- 一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。
 - (1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した額
 - (2) 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した額
 - (3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額
 - ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。
- ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。
- 二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。
 - イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に關係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）
 - ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
 - (1) 会員等
 - (2) 特定の団体の構成員
 - (3) 特定の職域に属する者
 - (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるもの有する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
 - (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用者である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
 - ロ 各社員の表決権が平等であること。
 - ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
 - ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
 - ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
 - イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
 - ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政手続に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間について第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聞くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。

以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了日の六ヶ月から三ヶ月までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係

る部分を除く。) 及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- (役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)
- 第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。
- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

- 第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならぬ。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

- 第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。
- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

- 第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。
- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

- 第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

- 第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。
- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。)
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。)
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるとときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないとときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかるわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

- 第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を探らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を探るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
- 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

- 第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

- 第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。
- 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
- 三 正當な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
- 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
- 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の处分に違反したとき。
- 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。
- 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

(所轄庁への意見等)

- 第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかつた場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を探ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。
- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を探ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。
- 一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由
- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

- 第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るために必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を探るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

- 第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。
- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法

別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雜則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十二条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十二条の十第一項又は第三十二条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十二条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 國際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

- 第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。
- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかるわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
- 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。
- 4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年六月七日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

- 第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

- 第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する

事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

- 第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。
- 2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

- 第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

- 第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

- 第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

- 第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

- 第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

- 第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

- 第十一條 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。
一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書
二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

(処分等の効力)

- 第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

- 第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。第二十四条の三中「公告する」を「公表し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に、「一月」を「二週間」に改める。

(政令への委任)

- 第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

- 第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

附 則（令和二年一二月九日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月二十二日宮城県条例第三十四号）

（趣旨）

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二章、第三章及び第五章の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号への規定により条例で定める各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第十条第一項第二号ハに掲げる書類を第一項の申請書に添付することを要しない。

一 知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により、当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）を利用するとき。

（認証申請に係る書類等の縦覧）

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、規則で定める場所において行うものとする。

2 知事は、法第十条第一項の認証の申請があった場合には、規則で定めるところにより、同条第二項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

（軽微な不備の補正）

第四条 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、法第十条第四項に規定する申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えないものであって規則で定めるものとする。

（社員総会の議事録）

第五条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の内容を提案した者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（定款の変更の認証申請等）

第六条 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、法第二十五条第三項の認証の申請があつた場合について準用する。

（定款の変更の届出）

第七条 法第二十五条第六項の規定により定款の変更の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第八条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

（事業報告書等の公開）

第九条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより、法第三十条の閲覧に係る書類の写しを公衆の閲覧に供するものとする。

（成功の不能による解散の認定の申請）

第十条 法第三十一条第二項の規定により解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第十二条 法第三十二条第二項の規定により残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第十二条第二項から第四項までの規定は前項の申請書に添付する書類について、第三条第二項の規定は法第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について準用する。

（認定の申請）

第十三条 法第四十四条第一項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書

を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新)

第十四条 法第五十一条第二項の規定により法第四十四条第一項の認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等)

第十五条 第七条及び第八条の規定は、県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄庁（法第九条に規定する所轄庁をいう。）でないものが法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第六項又は法第二十九条の規定による届出又は提出を知事にする場合について準用する。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出)

第十六条 法第五十二条第二項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出しようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十七条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(助成金の支給に関する書類の提出)

第十八条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った後遅滞なく行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人による役員報酬規程等の公開)

第十九条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより、法第五十六条の閲覧に係る書類の写しを公衆の閲覧に供するものとする。

(特例認定の申請)

第二十条 法第五十八条第一項の規定により特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定に係る規定の特例認定への準用)

第二十一条 第十五条から第十九条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併による認定又は特例認定の承継)

第二十二条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第二十三条 法第七十四条の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条から第六条までに規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(電磁的記録による保存)

第二十四条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第二百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面（電子文書法第二条第三号に規定する書面をいう。以下同じ。）の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録（電子文書法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項並びに法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が第五条及び前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第二十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、法第二章、第三章及び第五章の規定並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成十二年条例第百二十九号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十五年条例第三十二号)

1 (施行期日)

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の第五条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

附 則(平成十七年条例第四十九号)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成十九年条例第二十七号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年条例第五十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二十年条例第七十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第二十六号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

附 則(平成二十七年条例第六十七号)

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則(平成二十七年条例第九十六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の特定非営利活動促進法施行条例の規定の適用については、当分の間、同条例第二条第四項第一号中「(以下「個人番号」という。)及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)」とあるのは「(以下「個人番号」という。)」と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

附 則(平成二十八年条例第七十号)

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人による条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の提出並びに備置き及び作成については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第六六号)

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

附 則(令和三年条例第一九号)

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月三十日宮城県規則第七十一号）

（趣旨）

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二章、第三章及び第五章の規定並びに特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号。以下「条例」という。）の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第二条 条例第二条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第二条第二項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 第一項の申請書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

（認証申請に係る書類等の縦覧）

第三条 条例第三条第一項の規定で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第三条第二項の規定による縦覧は、各地方振興事務所（宮城県仙台地方振興事務所を除く。以下同じ。）及びその支所（宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所を除く。以下同じ。）並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

3 条例第三条第二項の規定による縦覧は、法第十条第二項の規定による縦覧とともに終了する。

（軽微な不備）

第四条 条例第四条に規定する軽微な不備は、誤記、記載漏れその他これらに類する明白な誤りに係るものとする。

（軽微な不備の補正）

第五条 法第十条第四項の規定による補正は、様式第二号による補正書を知事に提出してするものとする。

2 前項の補正書には、補正後の条例第二条第一項に規定する申請書又は法第十条第一項各号に掲げる書類を添えるものとする。

3 前項の規定により第一項の補正書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

（設立登記の届出）

第六条 法第十三条第二項の規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録にはその副本一通を、それぞれ添えるものとする。

3 第一項の届出書には、法第十条第一項の規定による設立の認証に係る定款を添付しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第七条 法第二十三条第一項の規定による届出は、様式第四号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する役員名簿には、副本一通を添えるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、法第二十三条第二項の規定の適用がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十条第一項第二号ハに掲げる書類を提出することを要しない。

一 知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により、当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）を利用するとき。

（定款の変更の認証申請等）

第八条 条例第六条第一項の申請書は、様式第五号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款並びに当該変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、条例第六条第二項において準用する条例第三条第二項の規定による縦覧について、第四条及び第五条の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正について準用する。この場合において、第五条第一項中「第十条第四項」とあるのは「第二十五条第五項において準用する法第十条第四項」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する社員総会の議事録の謄本、変更後の定款又は当該定款の変更の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の事業計画書若しくは活動予算書又は法第二十六条の規定により知事に提出する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等」と、同条第三項中「第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるもの」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により知事に提出する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等」と読み替えるものとする。

（変更の認証後の定款の提出）

第九条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく、当該変更の認証に係る変更後の定款を提出しなければならない。

（定款の変更の届出）

第十条 条例第七条の届出書は、様式第六号によるものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。

（定款の変更の登記に係る届出）

第十二条 法第二十五条第七項の規定による提出は、様式第七号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書には、その写し一通を添えるものとする。

（事業報告書等の提出）

第十二条 法第二十九条の規定により提出する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(事業報告書等の閲覧等)

第十三条 条例第九条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第九条第二項の規定による閲覧は、各地方振興事務所及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第十四条 条例第十条の申請書は、様式第八号によるものとする。

(解散の届出等)

第十五条 法第三十一条第四項の規定による届出は、様式第九号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

(清算中の清算人の届出)

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、様式第十号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十七条 条例第十一号の申請書は、様式第十一号によるものとする。

(清算結了の届出)

第十八条 法第三十二条の三の規定による届出は、様式第十二号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

(合併の認証申請等)

第十九条 条例第十二条第一項の申請書は、様式第十三号によるものとする。

2 第二条第二項及び第三項の規定は前項の申請書に添付する書類について、第三条第二項及び第三項の規定は条例第十二条第二項において準用する条例第三条第二項の規定による縦覧について、第四条及び第五条の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正について準用する。この場合において、第五条第一項中「第十条第四項」とあるのは、「第三十四条第五項において準用する法第十条第四項」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「第十条第一項各号（第六号を除く。）に掲げる書類及び法第三十四条第四項に規定する社員総会の議事録」と読み替えるものとする。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第二十条 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(合併登記の届出)

第二十一条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、様式第十四号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。

3 第一項の届出書には、法第三十四条第三項の規定による合併の認証に係る定款を添付しなければならない。

(検査の際の身分証明書)

第二十二条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の証明書は、様式第十五号によるものとする。

(認定の申請)

第二十三条 条例第十三条の申請書は、様式第十六号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新)

第二十四条 条例第十四条の申請書は、様式第十七号によるものとする。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等)

第二十五条 第七条、第十条及び第十一項の規定は、条例第十五条に規定する認定特定非営利活動法人が、法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条並びに法第二十五条第六項及び第七項の規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第七条第二項、第十条第二項及び第十一项第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する副本又は写しの添付を要しない。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出)

第二十六条 条例第十六条の届出書は、様式第十八号とする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第二十七条 法第五十三条第一項の規定による届出は、様式第十九号による届出書を知事に提出してするものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十八条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、様式第二十号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、当該書類の副本を添えるものとする。

3 条例第十五条に規定する認定特定非営利活動法人が、第一項の届出書を提出する場合には、前項の規定にかかわらず、副本の添付を要しない。

(助成金の支給に関する書類の提出)

第二十九条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、様式第二十一号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、法第五十四条第三項の書類の副本を添えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の届出書を提出する場合に準用する。

(役員報酬規程等の閲覧等)

第三十条 条例第十九条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第十九条第二項の規定による閲覧は、各地方振興事務所及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

(特例認定の申請)

第三十一条 条例第二十条の申請書は、様式第二十二号によるものとする。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(認定に係る規定の特例認定への準用)

第三十二条 第二十五条から第三十条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併による認定又は特例認定の承継)

第三十三条 条例第二十二条の申請書は、様式第二十三号によるものとする。

(電磁的記録による備置きの方法)

第三十四条 条例第二十四条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明りようかつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第三十五条 条例第二十五条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第三十六条 条例第二十六条第二項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面又は紙面に表示する方法とする。

(雑則)

第三十七条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本工業規格A列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、法の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

様式第1号～第24号(略)

附 則(平成一一年規則第四二号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第四八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二一〇号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年規則第三八号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第五〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第三七号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第四九号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第一一六号)

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二七号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第四七号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第九六号)
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第四六号)
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第三七号)
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第九一号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第百三十一号)
(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定の適用については、当分の間、同規則第七条第三項第一号中「(以下「個人番号」という。)及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)」とあるのは「(以下「個人番号」という。)」と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

附 則(平成二八年規則第百十八号)

(施行期日)

1 この規則は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の提出については、なお従前の例による。

附 則(平成二九年規則第一〇号)
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第五三号)
この規則は、平成二十九年十月十日から施行する。

附 則(令和三年規則第二六号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定、様式第二号の改正規定(「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。)、様式第三号から様式第十九号までの改正規定、様式第二十号の改正規定(「((印))」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)及び様式第二十一号から様式第二十三号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定によるものとみなす。

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

- 第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。
- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
 - 一 目的及び業務
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在場所
 - 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

- 第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

- 第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

- 第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

- 第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。
- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。
 - 3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

- 第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（継続の登記）

- 第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

（合併等の登記）

- 第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。
- 2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になった連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

（分割の登記）

- 第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

（移行等の登記）

- 第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

（清算終了の登記）

- 第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

- 第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。
- 一 組合等の設立の無効の訴え
 - 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
 - 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
 - 2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
 - 3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
 - 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

- 第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。
- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
 - 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

- 第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。
ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。
- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの場合による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

- 第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。
- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
 - 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

- 第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。
- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

- 第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

- 第二十二条 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。
- 一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書
 - 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

- 第二十二条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

第二十六条から第三十二条まで 略

附 則（平成二十三年十月十四日政令第三百十九）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附 則（平成二十八年政令第三百四十九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年政令第二百七十号）抄

（施行期日）

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一月二十日政令第三百二十七号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（同年二月十五日）から施行する。

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

宮城県における「特定非営利活動促進法の運用方針」 の制定について

平成19年3月31日
宮城県環境生活部NPO活動促進室

(制定の趣旨)

平成10年に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、簡易かつ迅速な手続で法人格を取得することができるようになった。宮城県においても、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の設立認証数は年々増加し、各法人は様々な分野で多様な活動を展開し、新たな公益の担い手として期待が高まっている。

しかし、NPO法人の増加に伴い、NPO法人が関与した不祥事も散見されるようになり、本来、市民に評価されるべき公益活動を行っている他のNPO法人へも悪影響を及ぼしかねない状況である。また、平成17年度に宮城県監査委員が実施した「社会福祉法人等の設立及び指導監督に関する事務に係る行政監査」においても、NPO法人に対する県の厳格な対応を求めている。

このような状況を受け、今回、NPO法人の健全な発展に資するため、NPO法の法定要件である「主たる目的性」及び「非営利性」に関する運用上の判断基準を、認証時に適用する「認証基準」と法人運営時に適用する「監督基準」として明確化した運用方針及びNPO法人の説明責任の履行と市民による選択・監視機能の一層の充実を図るため、NPO法人自らが市民に対して説明を行うよう求める「市民への説明要請」を、認証時及び監督時において行うための運用方針を内容とする「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針」を制定するものである。

なお、本方針の運用に関して、宮城県民間非営利活動促進委員会から、「NPO法人の健全な発展に資するという目的に即し、NPO法人の多様性等に十分配慮して行うこと」との意見があった。宮城県としては、この意見を踏まえ、【運用上の留意事項】として附記するとともに、本方針の運用状況を同委員会へ情報提供する等透明性の確保に努めるものである。

法定要件適合性の一層の明確化

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、以下の事項を運用上の判断基準とする。ただし、その判断にあたっては、収支規模だけでなく事業の実施回数や従事者の人数、期間など、その活動全般を見るといった総合的な視点で行うこととする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要がある。ただし、法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査（以下「報告徴収等」という。）の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとする。

【運用上の留意事項】

この方針は、認証時及び法人運営時において新たな基準を設定するものではなく、これまで宮城県がNPO法に基づく判断の基準としていた内容を明確にするものである。

また、この方針はNPO法の法定要件である「主たる目的性」及び「非営利性」を収支予算書及び収支計算書において明確にする上での一例であり、収支予算書や収支計算書が本例のとおりなっていない場合でも、他の書類等で法定要件の充足が認められる場合には、それらの書類等も勘案し、総合的に判断するものである。そのため、「その活動全般を見るといった総合的な視点で行う」、「やむなく生じる場合も考慮する」と言及しているものであり、各基準の判断に適用させようとするものである。

なお、「認証基準」と「報告徴収等の対象となり得る監督基準」とで基準が異なっているが、これは、NPO法人の場合、計画と実績のかい離が想定されるため、それを考慮して設定しているものである。しかし、各NPO法人においては、この基準をもって十分とするのではなく、「主たる目的性」及び「非営利性」を充足するよう努めるとともに、さらに、その成果を積極的に市民に提供することにより、各NPO法人の信頼性はもとより、NPO法人全体の信頼性の確保に努められるよう期待するものである。

1 定款記載事項

認 証 基 準
法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

【説明】

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査において最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」（同項第1号）「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

【運用上の留意事項】

本基準の運用にあたっては、「〇〇字以上記載されていること」という形式的な判断はせず、特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体等であることが読み取れる程度の記載かどうかとの観点から判断するものである。

但し、定款に記載された目的や事業が抽象的で一切具体性がない場合又は定款に記載された目的や事業が収支予算書や事業計画書との間に齟齬を生じ、何を行う法人なのか判断できない場合等には訂正を求めるものである。

2 特定非営利活動に係る事業

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに総支出額の2分の1以上であること。	特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度の収支計算書において連続して総支出額の3分の1以下である場合。

【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

3 その他の事業

（1）経営

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業の収支予算書において、設立当初の事業年度及び翌事業年度とともに赤字計上されていないこと。	その他の事業の収支計算書において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

（2）収益

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。	その他の事業の収益が、2事業年度の収支計算書において連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければな

らない」（法第5条第1項）とされている。したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

【運用上の留意事項】

本基準の運用にあたっては、本基準が「その他の事業の収益は、特定非営利活動に係る事業のために使用する」ことを明確にする観点から設定しているものであることから、実際の運用において、当該年度の「税引き後利益」を翌年度に繰り入れることも認められるものである。

4 管理運営

認証基準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに2分の1以下であること。	管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度の収支計算書において連続して3分の2以上である場合。

【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」（法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であり、一定程度の管理費は当然必要であるが、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

※管理費とは

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※事業費とは

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

【運用上の留意事項】

本基準の運用にあたっては、管理費と事業費に明確に区分できない経費までも厳密に区分、計上させるものではなく、区分できるものは区分し、区分できないものは各NPO法人が一定のルールで按分し、計上しても差し支えないものとする。

5 その他の認証事務の運用について

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとする。なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遗漏のないよう注意が必要である。

6 施行時期

この運用方針は、平成19年4月以降の認証申請書及び事業報告書等（当該事業報告書等の期間の始期が平成19年4月以降のもの）から適用するものとする。

「市民への説明要請」の実施

1 基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましい。これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるという機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、近時、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関し、その活動を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の未提出や設立認証後の登記未了などの不備等も散見される。このような場合、上述した環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壤を創ることが適当である。

そこで、上述のように市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の未提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記（2）のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開する。

2 具体的な内容

（1）「市民への説明要請」を実施する場合

イ 認証及び監督の各段階における「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整

備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかつたということだけで不利益に取り扱われるものではない。但し、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。

このため、認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合に実施することとする。また、監督段階では、報告徴収・立入検査（法第41条第1項）、改善命令（法第42条）の対象となり得る要件が認められた場合に限って実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、法第25条第5項は、法第12条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証におけると同様に「市民への説明要請」を実施することとする。

□ 事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかったり、不完全な書類しか提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。また、設立の認証後、登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書が提出されていない場合、「市民への説明要請」を実施する。

(2) 「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、概ね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとともに、実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

イ 提供された情報内容等に関する事実関係

□ 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項、監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の提出の予定等に関し説明を要請することとする。

(3) 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

(例)

- 申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
- 当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられる。）

(4) 監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壤を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用することとする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる（法第41条第1項）。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。また、NPO法人が法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる（法第42条）。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を探ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

3 施行時期

この運用方針は、平成19年4月から適用するものとする。

「市民への説明要請」を実施する判断基準

「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針（平成19年3月31日制定）」に基づく「市民への説明要請」は、認証段階では、当該NPO法人が法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合、監督段階では、報告徴収等の対象となり得る要件が認められた場合に実施することとされている。

同方針により、市民からの情報提供に基づき「市民への説明要請」を実施する判断基準は下記のとおりとする。

1 市民からの情報提供に基づき「市民への説明要請」を実施する判断基準

- イ 基本的には個々の実例に応じ、個別に判断することとなるが、
 - 情報提供の件数
 - 情報提供の内容の合理性
 - 客観的証拠の有無
 - 情報提供者の属性（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）等を総合的に考慮して判断することとする。
- ロ 情報提供の件数については、過去の事例を踏まえ、単なる問い合わせの件数を除き、
 - 複数者から
 - 概ね5件程度
 - 法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報等の集積があれば「市民への説明要請」を実施することとする。

2 特に悪質で緊急の対応を要することがうかがえる内容の場合には、件数にかかわらず、速やかに対応する。

3 なお、「市民への説明要請」を実施した後、報告徴収や改善命令等のNPO法上の監督を実施した場合において、当該法人が報告や改善措置等を行わない場合は、その点についても公表する。